

規格・基準等の事前意図公告

[貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。]

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行う予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正について
2. 対 象 品 目 自動車(関税番号 87.02、87.03 及び 87.04)
3. 趣旨及び目的 自動車の自動運転技術に用いられる電子制御装置の機能維持を図るため、車載式故障診断装置を活用した自動車検査の義務化を規定する。
4. 施行予定日 2020 年 1 月
5. 意見提出先 国土交通省自動車局整備課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42412 (整備課)
FAX 03-5253-1639 (整備課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後